

教育及び研究奨励寄付金取扱い内規

昭和 57 年 12 月 21 日

規 3 第 7 6 号

(目的)

第 1 条 この内規は、学校法人東京電機大学（以下「本法人」という。）の職員及び嘱託が学外から第 3 条の使途のために受入れる教育及び研究奨励寄付金を受領する場合の取扱いについて定める。

(承認)

第 2 条 職員及び嘱託が教育及び研究奨励寄付金を受領する場合、大学所属の職員及び嘱託で学科・学系・系列・共通教育群に所属している者は、学科長・学系長・系列主任・共通教育群主任及び学部長を、大学院に所属しているものは専攻主任及び研究科委員長を、研究所等及び総合メディアセンターに所属している者は、それぞれの所属長を経由して学長の決裁を経て、理事長の承認を得なければならない。

(使途)

第 3 条 教育奨励を目的とする寄付金の使途は、次の各号に掲げる経費に限るものとする。

(1) 特色ある教育若しくは新しい教育を実施するに要する経費

(2) 特色ある教育若しくは新しい教育の奨励を目的とする経費

2 研究奨励を目的とする寄付金の使途は、次の各号に掲げる経費に限るものとする。

(1) 学術研究に要する経費

(2) 学術研究の奨励を目的とする経費

(購入した設備、備品等の所有権)

第 4 条 教育及び研究奨励寄付金で購入した設備・備品等の所有権は、本法人に帰属する。

(管理経費等の徴収)

第 5 条 教育及び研究奨励寄付金収入の 8% に相当する額を管理経費として徴収するものとする。

(会計手続)

第 6 条 会計手続は、学校法人東京電機大学受託研究取扱い規程に準ずる。

(報告)

第 7 条 教育及び研究奨励寄付金を受けた者は、毎年度末その年度の経費の使途内容について、第 2 条の所属長を経由してその決裁者に報告しなければならない。

付 則

この内規は、昭和 57 年 12 月 21 日から施行する。

付 則（平成元年 7 月 25 日決定）

この改正は、平成元年 10 月 1 日から施行する。

付 則（平成 3 年 4 月 23 日決定）

この改正は、平成 3 年 5 月 1 日から施行する。

付 則（平成 8 年 7 月 23 日決定）

この改正は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。（第 2 条）

付 則（平成 12 年 6 月 27 日決定）

この改正は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。（第 6 条）

付 則（平成 13 年 7 月 10 日決定）

この改正は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。（第 2 条）

付 則（平成 14 年 2 月 19 日決定）

この改正は、平成 14 年 4 月 1 日から施行するものとし、施行日以前に申請された管理経費等の徴収については従前の例による。（第 5 条）

付 則（平成 19 年 3 月 13 日決定）

この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。（第 2 条、第 3 条）